



自転車を安全に利用するために、しっかりと覚えましょう。

<p>自転車は軽車両です。 車道通行が原則で<b>車道の左端</b>を通行しなければいけません。</p>	<p>車道に<b>普通自転車専用通行帯</b>がある場合は、<b>車道左側</b>にある通行帯を通行しなければいけません。</p>	<p>自転車事故死者の<b>半数以上</b>が<b>頭部負傷</b>により亡くなっています。 ※R4. 県内</p> <p><b>ヘルメットを着用しよう</b></p>
<p>自転車は車道が原則、歩道は例外です。 【歩道を通行できる例外】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「歩道通行可」を示す<b>標識</b>や<b>標示</b>がある場合</li> <li>②道路工事や連続した駐車車両など通行の安全を確保するために<b>やむを得ない</b>と認められるとき</li> <li>③<b>13歳未満</b>の子供や<b>70歳以上</b>の方、車道通行に支障のある身体の不自由な方</li> </ol>		<p>歩道では<b>すぐに止まれる速度</b>で<b>車道寄り</b>又は指定された部分を通り、歩行者がいる場合は、必ず<b>一時停止</b>をしなければいけません。</p>
<p>一時停止の標識が設置されている交差点では、その交差点の直前(停止線がある場合は停止線の直前)で<b>一時停止</b>しなければいけません。</p>	<p>ながら運転(スマホ・イヤホン・傘さし)無灯火運転などは、<b>重大事故</b>に直結する危険な行為です。 絶対にやらない！！</p>	<p>自転車の<b>横並び通行</b>は禁止です。 話に夢中になったり横に幅をとるので、他の車や歩行者と接触する危険性があります。</p>
<p>【<b>死角</b>】車は構造上、運転者の左右斜め前や後ろが見えていないことがあります。 曲がろうとする車の左側には<b>絶対に入らない!</b></p>	<p>【<b>内輪差</b>】車は右左折やカーブする際に、前輪が通ったところよりも後輪が内側を通ります。</p>	<p>信号無視・一時停止違反・遮断踏切立入等15の危険行為(違反)を3年以内に2回以上繰り返す ※14歳以上 ※交通違反による取締り又は交通事故を起した場合</p> <p><b>公安委員会の受講命令!!</b> ※6か月以内の指定された期間内</p> <p>自転車運転者講習を受講 受講場所:警察本部等 受講時間:3時間 受講手数料:6,000円</p> <p>受講命令に従わなかった場合 <b>5万円以下の罰金</b></p> <p>交通違反等を繰り返すと自転車講習の受講命令!<b>中高生も対象!</b></p>

※本資料の「自転車」とは、普通自転車のことを示します。

- 中学生が関係する交通事故の約6割は、自転車事故！
  - ☞ 登下校中の事故が約4割、交差点の出会い頭事故が約6割、約8割に交通違反がある！  
※R4. 県内
- 高校生が関係する交通事故の約8割は、自転車事故！
  - ☞ 登下校中の事故が約7割、交差点の出会い頭事故が約6割、約8割に交通違反がある！  
※R4. 県内
- 交通事故を起こした(遭った)ときの義務 ☞ 負傷者の救護・二次被害の防止・警察への通報!
- みだりに歩道の歩行者にベル(警音器)を鳴らしてはいけない ☞ 歩道は歩行者優先!
- 自転車利用者は ☞ 自転車損害保険等への加入義務! ※未成年者の場合は保護者等
- 自転車用ヘルメット着用は努力義務 ☞ 非着用時の致死率は、着用時に比べて、約3倍高い!  
※R2. 全国
- 自転車を安全に利用するためには ☞ 日常点検や整備を乗るまえの習慣にしよう!

交通社会の一員として責任ある行動を心掛けましょう

埼玉県警察